

御回答

2021年4月30日

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5丁目1番5号メトロシティ神谷町5階

東京神谷町綜合法律事務所

株式会社 Libeiro 代理人

弁護士 成 眞海 先生

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏 (弁護士)

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920

FAX 075-746-5207

(担当) 事務局長 増田朋記 (弁護士)

冠省 当団体からの株式会社 Libeiro に対する2021年2月26日付差止請求書に対し、貴方から、差止請求を受けてウェブサイトの表示を修正したなのでその確認を求める旨の御連絡をいただきました。その内容につき当方で検討した結果を回答させていただきます。

当方が上記差止請求書により求めているのは、「対象となる商品を『94%OFF 500円』『初回お試し価格』等と表示し、対象となる商品1箱だけを500円(税別)で購入する申込みが可能であるかのように示す表示」を行うことの停止です。

この点、御連絡いただいた修正内容では、「94%OFF 1個で540円(税込)」などという表示が残されており、この点に実質的な修正はなされていないものと考えます。

本件契約は、実際には、初回商品の届出の約30日後にさらに本件商品が2個届けられ、さらにその後は60日ごとに本件商品2個が自動で発送されることとなり、契約時点で、本件商品合計7個の購入を申し込む内容となっています。

にもかかわらず、その総額とは別に、初回1個分として切り分けて540円（税込）などと表示することには経済的な合理性がなく、このような表示は、消費者に「初回お試し」、すなわち「本件商品1箱だけを540円（税込み）で購入する申込みが可能である」という誤認を与えるのみの表示であると言わざるをえません。

したがって、このような「94%OFF 1個で540円（税込）」等の表示自体を削除されなければ、上記差止請求書において求めた内容に対応したものは考えられず、貴方より提案いただいた修正内容では全く不十分なものであると考えます。

草々